長野県出資等外郭団体 「改革基本方針」

(平成25年改訂版)

平成25年(2013年)2月8日

長 野 県

〈目次〉

1. 1	改革の必要性	2
2.	外郭団体見直しの経過	2
3.	「改革基本方針」の基本的な考え方	
(1)対象団体	3
(2)「改革基本方針」の位置づけ	4
)改革の基本的な考え方	
(4)期限を明確にした取り組み	5
(5)団体の債権・債務の取り扱い	6
(6)県の外郭団体等への出資金等についての取扱い	6
(7)仕組債への対応	6
4.	個別団体の改革方針	
)方針一覧	
(2)個別団体ごとの方針	9
5 . i	改革実施にあたっての留意点	
(1)着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作り	48
(2)経営改善のために検討すべき事項 ····································	48
(3)適切な手法、程度による県の関与の実施と団体に対する指導・監督	49
(4)指定管理者制度に対する県の考え方の再整理	50
(5)公益法人制度改革への対応	51
(6)プロパー職員の処遇	51
(7)市町村、関係団体との協調の必要性	52

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成25年改訂版)

この「改革基本方針(改訂版)」は、平成16年6月に策定した「改革基本方針」(平成20年1月改訂)を、社会情勢の変化があったこと等から検証し、平成25年2月に改訂したものです。

1. 改革の必要性

県出資等外郭団体は、県がその時代ごとの社会的・経済的な需要に対応するにあたって、 県本体が事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率・柔軟・機動的であるなど の判断から設立され、県と一体的に事業を展開し、あるいは県の補完的役割を果たしてき ました。

しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、その設立目的であった事業自体が必要とされなくなるケースや、他の外郭団体の類似事業と統合して行った方が事業の効果的・効率的な実施の見込まれるケース、さらには、民間企業・非営利団体(NPO等)など公的サービスの担い手の多様化により、外郭団体による事業実施の必要性が薄れるというようなケースも考えられます。

外郭団体のあり方及び事業内容については、独立した経営体としての団体自身による不断の見直しが必要なのはもちろんですが、時代の変化に伴い、県自身が担うべき役割の見直しが求められている中で、県の行財政運営と密接な関係を有する外郭団体についても、効率的・効果的な行政サービスの実施、さらには県民益の極大化の観点から、県として、そのあり方や県の関わり方等について不断の改革を行うことが必要となっています。

2. 外郭団体見直しの経過

本県の外郭団体については、近年、以下のような経過で見直しを行ってきました。

(1) 第1期(平成14年~平成18年)

平成 14 年 7 月 8 日	県から長野県行政機構審議会に、「外郭団体の見直し」
	も含めた県の行政機構のあり方について諮問
平成 15 年 2 月 10 日~	「県出資等外郭団体見直し専門委員会」(小倉昌男委
	員長)が外郭団体ごとの統廃合等に関する方針につい
	て審議
平成 15 年 12 月 26 日	専門委員会が報告書を決定
平成 16 年 2 月 2 日	平成 16 年 1 月 21 日に行政機構審議会で承認され、同
	年2月2日、県に答申
平成 16 年 6 月 10 日	県としての「改革基本方針」を策定・公表(54団体)
平成 16 年 9 月 21 日	「改革実施プラン」を策定・公表(廃止予定の6団体
	及び施設運営上の課題を有する1団体)

(2) 第2期(平成19年~)

	I I
平成 19 年 3 月 15 日	県から長野県行政機構審議会に、「外郭団体のあり方」
	について諮問
	平成 16 年の方針策定から3年経過し、社会情勢の変
	化、法制度の改正等状況に変化があったことから、検
	証を求めたもの。
平成 19 年 3 月 28 日~	「外郭団体見直し検証専門部会」(市川衛部会長)が
	外郭団体ごとの改革の進捗状況を検証
平成 19 年 9 月 18 日	専門部会が報告書を決定
平成 19 年 11 月 2 日	平成 19 年 10 月 22 日に行政機構審議会で承認され、
	同年11月2日、県に答申
平成 20 年 1 月 18 日	県としての「改革基本方針」(改訂版)を決定・公表

(3) 第3期(平成24年~)

平成 24 年 3 月 12 日	包括外部監査人から「出資等外郭団体に関する財務事
	務について」監査結果の報告
平成 24 年 5 月 30 日~	平成 20 年の改訂から 4 年が経過し、社会情勢等に変
11月16日	化が見られること及び包括外部監査結果を踏まえ、
	「外郭団体等検討委員会」(福田志乃委員長)を設置
	し、重点検討6団体を中心に、各団体の改革基本方針
	その他団体運営のあり方等について検討(計7回)
平成 24 年 11 月 16 日	委員会が知事あて検討結果の中間報告
平成 24 年 12 月 27 日	検討結果の最終報告を決定・公表
平成 25 年 2月8日	県としての「改革基本方針」(改訂版)を決定・公表

3. 「改革基本方針」の基本的な考え方

(1) 対象団体

この方針では、次の団体を対象とします。

- 県が出資・出捐をしているすべての団体を原則として対象にする。
- 次のものは対象外とする。
 - ・地方自治法上の監査権限が無い県出資比率25%未満の団体のうち、
 - ①民間放送局など民間が設立・運営の主体となっているもの
 - ②設立後に職員の派遣や県からの財政支出が無いもの
 - ・全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
 - ・別途審議会を設けているもの(現在該当なし)
- 〇 未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接 な関係を有する団体は対象に含める。

(2)「改革基本方針」の位置づけ

この方針は、外郭団体の改革を実施していくにあたって、団体や他の出資者等に県の 考え方や改革の必要性を認識していただき、理解を得ながら共に取り組んでいくうえで の、基本姿勢を示すものです。

平成 16 年に「改革基本方針」を策定した後、平成 19 年に改革が進捗していること及び社会経済情勢の変化など外郭団体を取り巻く状況に変化が生じていることから、行政機構審議会の答申を受けて、全面的に改訂しました。更に、平成 24 年には社会情勢等の変化及び包括外部監査結果を踏まえ、外郭団体等検討委員会からの報告を受けて再度改訂を行いました。

また、厳しい経営状況にあるなど重要な課題を抱えた団体については、引き続き個別に経営改善の計画等を策定し、計画に基づいた実行、評価、検証をしていくこととします。

県の出資がない団体に対しても、県職員の派遣・非常勤役員への就任や補助金の交付など県の関与する範囲内において、県としてのスタンスを示し、さらには、これらの団体の将来の方向性などについて、県として「助言」や「提言」「提案」を行っていきます。

(3) 改革の基本的な考え方

外郭団体の改革を実施していくためには、県と外郭団体の仕事とコストをトータルで 見て、県民の負担を最小限にしながら必要な施策に取り組むことが求められます。改革 の実施にあたっての県の基本的な考え方は次のとおりです。

〇 業務の必要性

各団体が行っている業務は、団体の設立時には必要性があってその団体の業務として 位置づけられたものです。しかし、社会経済情勢の変化に伴い、団体の設立目的であっ た事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースについては、当該事業さらに は団体の廃止に係る検討を求めていきます。

団体が行っている業務が公的な役割を担っている場合には、その役割に応じて、県としても応分の責任を果たしていく必要があります。団体が県とは別個の法人格を持つ主体であることから直ちに県関与を廃止、縮減するというのではなく、県が団体の公的役割に責任を持つべきかどうかを判断していきます。

もともと、県の施策方針により業務を行っている、又は県の政策変更等によって新たな業務を行うこととなった団体や、民間企業、市町村、個人等の参加・協力を得て公的な事業を行っている団体については、県としても責任を果たすべく、必要な範囲で県の支援を行っていきます。

〇 業務の効率性

県の補完的業務を行っている団体については、団体の事業実施状況だけを見て当該団体の必要性等を判断するのではなく、県と団体をトータル(連結ベース)で見て団体のあり方を考えます。団体で事業を行ったり、又は団体の制度的機能を活用して事業を行った方が、県全体としてみてコストや迅速性などから有利である団体については、団体運営にかかるコストの削減等の見直しを行いながら、団体は存続、又は県支援を継続していきます。

単独の外郭団体では事業の効率的な実施を図ることが難しくなっているケースについては、他の類似団体への統合を求めていきます。

〇 外郭団体で実施することの当否

外郭団体の行っている事業を他の公益を担う主体(NPO、民間企業)でも担いうるケースについては、特定の外郭団体のみへの人的・財政的関与は、これら他の公益を担う主体との平等な競争などを阻害する要因になります。これらを見直すとともに、多様な主体が参入することにより、創意・工夫をし、刺激しあって競争する中で、県民がニーズに応じたサービスを選択できるような仕組みを実現する必要があります。県は単に形式的に参入を可能にするだけでなく、実質的に参入障壁を除いていきます。

また、県が直接実施するほうが、よりよい成果につながったり効率的であったりする 事業を外郭団体が実施しているケースについては、事業内容を精査したうえで、県によ る直接実施を検討します。

〇 県の関与の当否

外郭団体への県による過度な関与により、団体の自立的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースについては、県職員等による団体のマネジメント層への人的関与を見直します。これにより、各団体のプロパー職員が能力をより発揮でき、自律性と責任をもって日々の業務に邁進できる環境を整えます。

人的関与の見直しに当たっては、団体の職員体制整備やプロパー職員の管理職育成、 財政基盤の整備等のスケジュールを考慮し、必要な期間、範囲で県の支援を継続しなが ら、適切な時期に見直しを実施します。

公の施設の指定管理者になっている団体や県から業務委託を受けて県の業務の一部を担っている団体については、将来見通しも含め民間企業等も参入できる業務を行っている団体であると言えます。こうした団体については、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与は原則として廃止していきます。

〇 国等への働きかけ

法律等必要な制度が整備されていない、手続き上の支障がある、といった課題がある場合には、現実の法制度等は、全国的な状況、当該行政分野をめぐる様々な仕組みとの整合性なども考えて構築されていることも考慮し、まずは現行の法制度等を前提として、実施可能な事業の転換、縮小、コスト削減等の見直しを行っていきます。

国の規制等によって県民益をもたらす改革が阻害されている場合は、自ら実施可能な 改革を進めていくと同時に、他県などとも連携し、国に制度改革等を求めていきます。 なお、今後、法制度等が改正された場合には、団体をめぐる前提条件が変化すること から、改めて方針を再検討します。

(4) 期限を明確にした取り組み

この方針では、各団体において取り組む改革の期限を、できる限り明確に示すことに努めています。団体の運営上、将来における様々な不確定要素がありますが、それでもなお、期限を明確に定めて、その期限内に必要な改革を実施するという強い意志を持って取り組むことが重要であり、そういった取り組みなしに困難を伴う改革は実施できません。

また、状況変化に応じて期限どおりに実施できない場合には、実施できないこと及びその理由を明らかにした上で対応策を立て直し、それを公にすることが、県行政及び公的役割を担う団体の透明性を確保する上で必要なことから、必要が生じたつど 5(1) に記載の手続きにより方針の変更をしていくこととします。

(5) 団体の債権・債務の取り扱い

多額の負債等を抱える団体を廃止する場合、その負債等の繰り上げ償還や、県が財政 負担を行うケースも考えられます。このようなことから、多額の負債を抱える団体の廃 止時期については、県財政に与える影響なども十分勘案し、県の行政・財政改革方針と も連動させながら実施していきます。

外郭団体を廃止するに際して、廃止時に何らかの債権・債務が残る場合には、他の出資・出捐者とも協議のうえで、県自らが当該債権・債務を引き継ぐことも含めた検討を行うなど、当該団体の債権・債務の取り扱いについても県が責任を持って対処します。

(6) 県の外郭団体等への出資金等についての取扱い

県の出資等外郭団体は、県からの出資金等を運用することにより、公益事業の原資あるいは法人運営の経費に充当してきたものと思われますが、昨今の低金利の状況の中でこのような運用形態が困難となってきていること、また、公益法人制度改革の中で、基本財産をはじめとする財産の処分が任意に行えるようになることなどを踏まえ、県が法人に出捐等をしている意義を見直す必要があります。

また、一般法人に移行する場合、県からの出資金は、純資産の一部になるため、返還義務のある基金を除き、「公益目的支出計画」の対象となり、収支状況により将来取り崩されることが想定されるとともに実施事業も収益事業等に移行していくことが可能となり、出資当初の目的であった公益性が担保されなくなる可能性があります。

このため、公益法人制度改革への対応別に以下の考え方に基づき、所管部局長が、 その取扱いについて法人と協議を行い、その結果を総務部長に報告することとします。

ア 公益法人に移行済み又は移行予定の法人

出資金等の使途目的と成果を検証の上、役割を終えている、又は意義が薄れていると認められる場合は、出資金等の取扱いについて団体と協議を行う。

イ 一般法人に移行済み又は移行予定の法人

収益事業を積極的に実施するなど、県による出資の目的が達成されたと認められる場合は、出資金等の返還を含めた取扱いについて団体と協議を行う。

なお、一般法人に移行するものの、従来実施してきた事業の継続を基本とし、公益性が高いと認められる場合は、返還しないことも可能とします。

(7) 仕組債への対応

現在、複数の団体において、仕組債による資金運用が行われています。

仕組債の多くは為替オプションを組み込んだ金融商品であり、為替の変動による不確定要素が大きく、市場における時価が額面割れする可能性もあることから、資金運用に当たっては、県に準じた公金取扱方針を定めて運用するなど慎重な取扱いが望まれます。

従って、今後は、以下の考え方に基づき、出資等外郭団体に対して、適切な対応を 求めていきます。

ア 新たな仕組債は購入しないなど、適正なリスク管理に努めること。

イ 元本保証のないものについては、市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却を検討すること。

4. 個別団体の改革方針

(1)方針一覧

<u> </u>	(I) 万 町 ^一 見			
	団 体 名	改革基本方針(改訂版)	(参考)これまでの 改革基本方針	
01	(公財)長野県消防協会	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続	
02	(特)長野県土地開発公社	機能の存続 (公社の機能・制度の活用が有利な 事業に限定し、事業量に応じた必 要最小限の職員体制により、機能を 存続)	事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な 事業に限定して実施し、プロパー職 員ゼロの組織・人員体制とする。)	
03	松本空港ターミナルビル(株)	経営基盤の安定化	県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の 責任を果たしたうえで、将来的に は県の関与を見直す)	
04	しなの鉄道(株)	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援	
05	(財)長野県文化振興事業団	中長期的な視点に立った人材育 成	県の人的関与の抜本的な縮減	
06	(社)長野県私学教育協会	自立的な運営	(県の財政的関与の廃止)	
07	(公財)長野県アイバンク・臓器移植 推進協会	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援	
08	(社福)長野県社会福祉協議会	自立的な運営	団体の自立的な運営	
09	(公財)長野県長寿社会開発センタ	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続	
10	(財)長野県健康づくり事業団	自立的な運営	自立的な運営を継続	
11	(社福)長野県社会福祉事業団	自立的な運営	県の人的関与を廃止し、財政的関 与のあり方を見直す	
12	(公財)長野県生活衛生営業指導センター	事業の効率化	運営経費の見直し	
13	(財)長野県下水道公社	自立的な運営	県関与の廃止	
14	(公財)長野県中小企業振興センタ	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続	
15	(特)長野県信用保証協会	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図 る	
16	(公財)長野県テクノ財団	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援	
17	(財)塩尻・木曽地域地場産業振興 センター	塩尻市主導の運営を継続	塩尻市主導の運営を継続	
18	(公財)南信州・飯田産業センター	飯田市主導の運営を継続	飯田市主導の運営を継続	
19	(特)長野県職業能力開発協会	自立的な運営	団体の自立的な運営を継続	
20	(株)長野協同データセンター	事業推進に対して積極的に支援	事業推進に対して積極的に支援	
21	(社)信州·長野県観光協会	経営の自立化を図りつつ、観光の 牽引役として活躍できる職員の 育成	団体の自立的な運営	
22	(財)長野県国際交流推進協会	民間主導の団体として運営しつ つ、必要な県関与の実施	民間主導の団体として運営しつ つ、必要な県関与の実施	
23	(特)長野県農業会議	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図 る	
24	(社)長野県原種センター	事業の効率化	事業の効率化	
25	(公社)長野県畜産物価格安定基金 協会	他の畜産関係団体との統合を検 討	他の畜産関係団体との統合を検 討	
26	(社)長野県果実生産出荷安定基金 協会	自立的な運営	県の人的関与は今後も行わない	
27	(財)長野県農業開発公社	早期の債務整理と更なる経営改 革	現在の体制で事業の効率化を図る	
28	(社)長野県農業担い手育成基金	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図 る	
29	(特)長野県農業信用基金協会	事業の効率化	現在の体制で事業の効率化を図 る	

団 体 名	改革基本方針(改訂版)	(参考)これまでの 改革基本方針
30 (一社)長野県林業コンサルタント協会	自立的な運営	自立的な運営の継続
31 (財)長野県林業労働財団	事業の効率化	存続
32(社)長野県林業公社	団体のあり方の検討 (引き続き経営改善の推進) ↓ 徹底した経営改革の推進 <h25.12 改訂=""></h25.12>	経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収 率の見直し等を引き続き実施し経 営改善を図る。)
33 (一財)長野県林業用苗木安定基金協会	自立的な運営	県関与は今後も行わない
34 (公財)長野県緑の基金	民間主導の団体として運営	民間主導の団体として運営
35 (公財)長野県建設技術センター	自立的な運営	自立的な運営の継続
36(特)長野県道路公社	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)
37 (特)長野県住宅供給公社	県・市町村公営住宅管理業務等の 受託拡大 (公営住宅の管理等受託機関と して、引き続き県・市町村の支援 業務に特化)	事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として 県・市町村の支援業務に特化)
38(公財)長野県体育協会	業務量に見合った効率的な業務 の実施	業務量に見合った効率的な業務 の実施
39 (公財)長野県暴力追放県民センター	必要な県関与の継続	必要な県関与の継続

⁽注)外郭団体等検討委員会(部会)における議論を踏まえ、改革基本方針の表記について整合を図るとともに、県の 関与に関する表記について整理・修正を行いました。

(参考)追加・除外の状況(平成 16 年の改革基本方針策定時:54 団体)

【追加】(1団体)

団 体	名	理 由 等
しなの鉄道(株)		しなの鉄道経営改革評価委員会により改革のための議論が行われていた ことから対象外としていたが、当該委員会が廃止されたため、方針に追加 掲載(H20年)

【除外】(16 団体)

団 体 名	理由等
(財)長野県勤労者福祉事業団	団体廃止(H17年)
(財)長野県建設技能振興基金	団体廃止(H15 年)
(特)長野県漁業信用基金協会	団体廃止(H18年)
(社)長野県生乳検査協会	団体廃止(H18年)
(財)長野県公園公社	団体廃止(H17年)
(財)長野県学生寮	団体廃止(H18年)
(社)長野県高圧がス保安公社	団体廃止(H17年)
(社)長野県地域開発公団	団体廃止(H16 年)
浅間高原観光開発(株)	民間に移譲(H18 年)
(財)信州医学振興会	県の人的・財政的関与の廃止による外郭団体の定義からの除外(H20年)
(財)長野県国民年金福祉協会	団体廃止(H21年)
(財)長野県廃棄物処理事業団	団体廃止(H19年)
(社)長野県地域包括医療協議会	
(一財)長野県建築住宅センター	県の人的・財政的関与の廃止による外郭団体の定義からの除外
(社)長野県私立幼稚園協会	(H25年)
(社)長野県私立短期大学協会	

(2)個別団体ごとの方針

O 1 (公財) 長野県消防協会		
改革方針	必要な県関与の継続	
主な見直し・対応予定	・県の役割・責任を踏まえて、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていく。	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、昭和53年度に市町村消防団の集合体として設立された団体で、県下消防団の消防技術の向上、防火思想の高揚を統一的に図るべく県ポンプ操法大会等を実施してきた。 平成24年4月、当協会の活動内容及び役割をより明確化し、公益財団法人に移行した。 消防行政については、市町村が直接の実施主体である一方、県は、市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第29条)、地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、県には担うべき役割がある。 このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に消防協会を設立したものであり、地域の安全を自主的に担う消防団の重要性に鑑み、消防団の一層の充実・強化及び活性化を念頭に、当協会と連携を図る形で、県として消防団への支援を継続する。 なお、県は市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や消防協会の活動内容を常に見直し、活動内容の検討を行っていく。	
改革実施による効果		
改 革 実 施 に おける留意点	_	

02 (特) 長野県土地開発公社			
改 革 方 針 主な見直し・ 対応予定	機能の存続 (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定し、事業量に応じた必要最小限の職員体制により、機能を存続) —		
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、昭和48 年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設置され、県の公共用地等先行取得事業を担ってきた。公共用地等先行取得事業は、県本体で行うこともできるが、公社は民間資金の活用が迅速にできるという機能があり、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がるというメリットがある。このため、柔軟・機動的な先行取得事業の運営を行うことを目的に公社を設置したものである。平成9年度以降公共事業の減少に伴い、県及び国からの委託を受けて実施している公共用地等先行取得事業の規模が縮小したことや平成16年度の改革基本方針において公社の廃止方針が示されたことを踏まえ、新規の用地取得を控えたこともあり、事業規模と比較して公社のプロパー職員数が多いことを主な原因として、平成12年度から19年度まで赤字を生じていた。(改革基本方針は平成20年の改訂時に事業を限定して用地を取得する「事業の縮小」に転換)しかし、プロパー職員の早期退職、他団体への再就職、県職員への任用などにより、平成20年度以降は、産業団地の長期保有土地解消のための特別損失を計上した平成22年度を除き、黒字となっている。今後も、プロパー職員の新規採用を行わず、県職員の公社職員の兼務や公社のB職員等の雇用による事業量に応じた人員配置、公社本社の売却等により、引続き徹底した経営改善を図る。なお、県からの委託で、公社が取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変化等で分譲が進まず、県の引取りが停滞したため、結果的に公社が土地を長期保有するに至った。しかし、平成22年度末に公社の準備金約31億円を取崩し、公社簿価と県の引取り価格との差額を補てんして県に引渡することにより、長期保有土地が解消されている。県は今後とも必要な公共事業は行っていく方針であり、今後も円滑な事業に限定して用地取得を行うこととする。		
改革実施による効果	・民間資金の活用による財源措置の選択肢の維持 ・事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営コストを縮減		
改 革 実 施 における留意点	公社運営手法・用地取得スキルの承継		

03 松本空港ターミナルビル(株)				
改革方針	経営基盤の安定化			
主な見直し・ 対応予定	「中期経営改革プラン」に基づき、平成 27 年度までに単年度収支を黒字化			
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当会社は、平成4年に設立され、県営松本空港と一体的に機能する空港ビル施設の賃貸業を営んでいるが、航空機利用者の伸び悩みやJAL撤退に起因する賃料収入の大幅な減少から、経営を取り巻く状況は厳しさを増している。 このため、平成23年度を初年度とする「中期経営改革プラン」を策定し、減損会計の適用による収支改善を図った。 民間等への譲渡やテナント等に対する賃料の値上げも難しい中、今後もプランに基づき、新たな賃料収入の確保、営業支出の削減、賑わいの創出などに取り組み、経営基盤の安定化に努めていく。 県としては、将来的には、空港とターミナルビルの一体的な運営・管理の可能性も視野に入れつつ、空港の利用促進の実効性ある施策や国際化の可能性、他県との誘客提携策などに積極的に取り組んでいく。 また、県の高速交通体系の中で、経費的・時間的メリットの視点から、空港の位置付けを明確にし、「選択と集中」により利用促進策を観光施策と一体で展開していく。			
改革実施による効果	利用者の増加によるターミナルビルの経営基盤の安定			
改 革 実 施 に おける留意点	_			

04 しなの鉄道(株)			
改革方針	事業推進に対して積極的に支援		
主な見直し・ 対応予定			
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当会社は、平成8年に設立され、平成9年から長野新幹線の開業に伴いJRから分離された軽井沢・篠ノ井間の旅客鉄道業を営んでいる。輸送人員の減少傾向には歯止めが掛かっていないが、経営改革により様々な増収策や人件費などのコスト削減に努めてきた結果、平成22年度に開業以来初めて累積損失を解消することができた。今後は、26年度中に長野以北並行在来線の経営を引き受けることに加え、老朽化した車両や設備の維持・更新等のための資金需要が見込まれるため、積極的な増客策等を通じて収益力を強化するとともに、組織の見直し等による人件費の抑制、新規借入金の抑制、設備の規模の適正化、遊休資産の有効活用や処分等を通じて、健全な経営体質を維持し、必要な資金の確保に努めることが重要である。 県としては、通勤・通学等地域の交通機関、全国的な輸送ネットワークなど様々な役割を担うしなの鉄道が、今後も安定的な経営を維持できるよう、引き続き支援していく必要がある。		
改革実施による効果	地域の交通手段の確保		
改 革 実 施 に おける留意点	_		

05(財)長野県文化振興事業団	
改革方針	中長期的な視点に立った人材育成
主な見直し・ 対応予定	毎年必要性を精査しつつ、当面、最小限の県職員を派遣平成25年4月 一般財団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当事業団は、県立文化施設等の管理運営を主な業務とする公益法人として設立された。 公益法人制度改革に伴い、「長野県民の文化の向上に寄与する」ことを目的に、県民の自主的・主体的な文化活動を積極的に支援するため、平成 25 年 4 月に非営利性が徹底された一般財団法人に移行する予定である。 現在は、文化会館、県立美術館等の指定管理者として施設の管理運営を行い、さらに埋蔵文化財の発掘、調査研究を実施している。これまで経営のスリム化に努めてきた結果、文化施設においては、管理職を担う人材や、学芸員など企画力の必要な職員が育っていない現状があるため、プロパー職員の育成期間を考慮し、事業団事務局に、毎年必要性を精査しつつ、当面、最小限の県職員を派遣する。また、県の文化振興施策における事業団の役割を明確に位置付ける中で文化施策・事業を選択し、文化振興に対する高い知見と経験を持った者を主要なポストに迎え入れるとともに、中長期的な視点に立った人材育成を図っていく。 県としては、文化行政の体制を強化や文化振興施策の充実に向けたあり方を再検討するとともに、文化施設における指定管理者制度の適用の今後のあり方を検討する必要がある。その際、①県が行う事業、②委託により行う事業、③指定管理業務として行う事業等を整理し、指定管理者制度との整合を図ったうえで、平成 25 年中に予定されている次回の指定管理者の募集に向けて必要な準備を行う。 副造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。また、埋蔵文化財センターについては、県職員及び教員の派遣を継続しながら、現行の運営形態の是非を含めたあり方の検討を進めていく。
改革実施による効果	・プロパー職員の登用 ・団体の自立化 ・専門知識が豊富な人材の登用による柔軟な運営及びサービスの向上
改 革 実 施 に おける留意点	_

06(社)長野県私学教育協会	
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 公益社団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	県内の私立学校の経営基盤の強化や改善を図り、経営の安定化や私立学校の振興に寄与するための貸付事業を実施するなどの目的から、(社) 長野県私立幼稚園協会と(社) 長野県私立短期大学協会の貸付事業の原資を、(社) 長野県私学振興協会と他の私学関係団体が統合して発足した当団体が引き継ぎ、現在、公益社団法人への移行認定を申請中である。事業の統合により、貸付可能な資金量が増加し、私立学校の資金需要に応じた対応が可能となり、効率的な資金の活用を期待できる。今後とも、学校経営の安定化や私立学校の振興のため、継続して、自立的・効率的な貸付事業の運営を図っていく。
改革実施による効果	私立学校振興のための事業の継続
改 革 実 施 に おける留意点	_

07(公財)	長野県アイバンク・臓器移植推進協会
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
主な見直し・ 対応予定	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、平成元年 10 月に(財)長野県腎バンクとして設立され、6年 10 月からは、アイバンク事業も併せて行う(財)長野県腎バンク・アイバンク協会に組織変更し、関係団体と協力をしながら献眼登録の呼びかけを行ってきた。10 年 4 月からは、「臓器移植法」が施行されたことに伴い現在の名称に改められたもので、ライオンズクラブが過半数の出捐を行っている。関係団体と協力し、県内の角膜移植を含む臓器移植の普及啓発に大きな役割を果たしているほか、県内で唯一の眼球あっせん許可団体として、眼球(角膜)移植のコーディネート業務を 24 時間対応で行っている。 県としても、当該協会が行う事業は、社会的重要性及び公共性の高い事業であること、また、県として移植医療に関する普及啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる責務から、協会と連携協力して普及啓発を行うなどの支援を行っていく。なお、平成 22 年 4 月に公益財団法人へ移行した。
改革実施による効果	臓器移植の推進
改 革 実 施 に おける留意点	_

08(社福)	長野県社会福祉協議会
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	県職員と県社協職員との交換研修の実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協議会は、社会福祉法上「地域社会福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられた公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・助成・相談、社会福祉活動への住民参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成、市町村社会福祉協議会相互の連絡調整など、多岐にわたる事業を実施している。これらの事業には、国の制度によって実施主体として定められているものや、国庫補助事業も多く、当協議会は、法律等によって社会福祉に関する多様な公共施策の担い手となっている。このように、県からの出捐はないが、国庫補助事業を中心とした県からの補助・委託、人件費に対する補助など、県と密接な関係を持って活動してきている。当協議会は、様々な地域福祉の担い手と連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、常に事業の見直しが必要である。このため、県からの補助・委託については、法律等により求められている都道府県社協の果たすべき役割を踏まえ、事業の必要性を個別に検討し、公益性があり、実施主体に代替性がなく、かつ広域的である等、当協議会が担うべきと判断される事業について、補助・委託を行う。当協議会は、県行政と密接な関係にあるが、本来独立した団体であることから、当協議会の運営の自立化を阻害することがないよう、県職員の派遣は今後も行わない。県との協働によって必要な機能を十分発揮できるよう、例えば県職員と開社協の役割の重要性を改めて認識し、県との役割分担を明確にしつつ、県との協働によって必要な機能を十分発揮できるよう、例えば県職員と県社協職員との交換研修及び県職員〇Bの活用といった取組を行う。
改革実施による効果	自立した団体運営
改 革 実 施 における留意点	_

09(公財)	長野県長寿社会開発センター
改革方針	必要な県関与の継続
主な見直し・ 対応予定	・平成20年度、シニア大学のセンター自主事業化実施済(県はセンターに運営費の一部を補助) ・平成21年度、県社協との事務局統合は困難との結論 ・高齢者の社会参加活動について市町村・市町村社協など関係機関との 連携を検討
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、高齢者の社会参加と生きがい、健康づくりを総合的に進めるため、国のゴールドプランに基づく「明るい長寿社会づくり推進機構」として、平成元年に設立され、平成23年4月に公益財団法人へ移行した。 当該団体は、シニア大学の運営、ねんりんピックへの取組、高齢者の社会参加活動の普及啓発事業等を行っているほか、独自の賛助会員制度を基礎とした社会参加活動支援事業を行っている。シニア大学の運営は、平成17年以前は老人大学として、県から団体に実施を委託していたが、平成18年度から県直営化された。この結果、賛助会事業など引き続きセンターが実施した元気高齢者施策との連続性、一体性が失われ、賛助会事業への参加者が減少するなど、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に支障が生じることとなった。 このため、平成20年度から「老人大学」を「長野県シニア大学」に改称し、実施主体を県からセンターに移行して、センターの自主事業とし、元気高齢者施策を一元化した。また、センターの自立性を高めるため、シニア大学の授業料の見直しを行い、自主財源の確保に努めている。県は、センターに必要な運営費の一部を補助している。また、事務局の体制強化を目指し、県社会福祉協議会と事務局統合について検討したが、双方の会計基準、関係規程の相違等から事務処理が非効率となるため、統合は困難との結論に至った。高齢者のため、今後は、市町村・市町村社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、シニア大学卒業生等にボランティアセンターへの登録を勧奨するなど元気高齢者の活動の場づくりなどを積極的に進めるとともに、高齢者自身が地域の支え手としての役割を積極的に果たせるよう、高齢者の社会参加活動を推進していく。
改革実施による効果	元気高齢者施策の総合的推進
改革実施に おける留意点	市町村・市町村社会福祉協議会など関係機関との連携

10(財)長	野県健康づくり事業団
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 公益財団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当事業団は、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的に、平成12年4月、(財)結核予防会長野県支部と(財)長野県成人病予防協会が統合し設立された。約40台の各種検診車を有し、各種がん検診をはじめとする生活習慣病等の早期発見に必要な検診を市町村、事業所等から受託するとともに、健康づくりに関する知識の普及啓発事業を行い、自立的に運営されてきた。また、県が昭和50年に人間ドック及び健康相談等を目的として設置し、(社)長野県地域包括医療協議会に管理運営を委託してきた県総合健康センターが平成16年3月に廃止され、その業務が当事業団に委譲されたことから、センターが持っていた健康度測定や生活指導などの一次予防機能と当事業団が従来から担っていた二次予防機能(検診車による巡回検診)を連携させ、生活習慣病予防の総合的・多面的な実施が図られ、県民のさらなる健康増進に寄与できることとなった。今後とも自立的な運営を継続し、県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施を図っていく。なお、平成25年4月に公益財団法人へ移行する予定である。
改革実施による効果	県民に対する生活習慣病予防の総合的・多面的な実施
改 革 実 施 に おける留意点	_

11(社福)	長野県社会福祉事業団
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	[松本あさひ学園] 平成 25 年度末 県職員派遣の廃止 [信濃学園] 平成 27 年度末 県職員派遣の廃止
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当事業団は、独自事業として障害者支援施設や障害者グループホーム等を経営しているほか、県有施設である西駒郷、障害者福祉センター、信濃学園及び松本あさひ学園の指定管理者として当該施設の管理運営を行っている。 改革基本方針に沿って団体運営を自立化するため、本部事務局等への県職員派遣を廃止するとともに、長期的な経営計画の立案、県準拠の給与体系から民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行、勤務評価・目標管理制度の実施や積極的な事業拡大などに取り組んできた。県有施設の指定管理については、利用料金収入での運営が困難なため、収支差額を指定管理料として県が負担する。 なお、平成23年度から指定管理者制度を導入した信濃学園及び松本あさひ学園については、公募時の条件に基づき、利用者サービスを低下させることなく円滑に業務を引き継ぐため、一定期間県職員を派遣する。県としては、地域福祉の担い手としての当事業団の業務の重要性に鑑み、今後も必要な負担を行いながら、より円滑で効率的な運営に向けた経営改善を支援していく。
改革実施による効果	・県職員派遣の廃止及びプロパー職員のマネジメント層への登用による団体運営の自立化 ・民間類似団体との格差是正
改 革 実 施 における留意点	県有施設の円滑で効率的な運営

12(公財)	長野県生活衛生営業指導センター
改革方針	事業の効率化
主な見直し・ 対応予定	不断の運営経費見直し
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、県民の日常生活に極めて深い関係のある理・美容業、飲食業等の生活衛生関係営業に関して、公衆衛生上の見地から経営の健全化等を通じて、その衛生水準の維持向上と利用者等の利益の擁護を図るため、生活衛生関係団体と県の出捐により昭和56年に設立された。その後、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。当センターでは経営指導員の配置により、生活衛生業者に対する経営相談・指導を行うとともに、クリーニング師の研修、標準営業約款の登録事務等、当該営業に係る種々の事業を一括して行ってきている。事業の多くが法律等により当センターに限定されているが、利用者・消費者の利益の擁護に直接影響を与えない、生活衛生同業組合や事業者等が個々に実施することが適当と思われる事業については、県補助を行わないほか、運営経費の見直しを不断に行い、経費節減を図っていく。
改革実施による効果	・県補助金の縮減 ・利用者の利便性向上
改 革 実 施 に おける留意点	_

13 (財) 長	野県下水道公社
改革方針	自立的な運営
主な見直し・対応予定	平成 24 年度 県流域下水道終末処理場のうち 1 つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。 平成 25 年 4 月 公益財団法人へ移行予定 平成 26 年度末 県職員派遣を廃止 平成 27 年度 全ての流域下水道終末処理場で本格的に実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務並びに市町村の公共下水道管渠の工事設計・施工監理及び終末処理場の維持管理業務を実施している。終末処理場の維持管理業務については、民間委託業務に係る積算や運転操作の監督(運転操作については再委託)、水質管理等下水道管理者である県や市町村が民間に任せられない業務を代行している。従来公社の管理職ポストの多くを県派遣職員等が占めていたが、プロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくことが必要であることから、公社は「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成26年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立化を図る。さらに、平成27年度からは全ての処理場において、県が直接民間事業者に発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行う。以上の方針を具現化するため、県は公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、公社から県に技術移転を行う。一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、今後とも公社は、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援を継続していく。なお、平成25年4月に公益財団法人へ移行予定である。
改革実施による効果	・プロパー職員の管理職ポストへの登用 ・公社内における創意工夫の発揮と団体の自立 ・専門性を活かした県・市町村への支援の充実 ・流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減
改 革 実 施 に おける留意点	・流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。 ・流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。 ・WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮 する。

14(公財)長	
改革方針	必要な県関与の継続
主な見直し・対応予定	長野県ものづくり産業振興戦略プランに基づく事業を実施するため県職員の派遣を継続 当センターは、中小企業者に対する経営相談助言、取引あっせん、 販路開拓、経営革新、新事業展開など経営全般に関わる支援及び創業 支援等を実施している団体である。また、公益法人制度改革への対応
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	に伴い、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。 今後、プロパー職員の定年退職等により人員の減少が生じる中で、業務の見直しを進めながら、支援の重点化を図ることにより、長期的な視点から財政負担が少ない方法で必要な人材を確保するなど、限られた職員体制で、多様化する中小企業の経営課題に対応していく。県としては、以下の理由から、引き続き県の関与を継続し、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づく事業を実施するため、必要な県職員を派遣する。 (1)県は、各種中小企業支援策を企画・予算化して中小企業向けに用意し、センターは、個別企業の経営状況に合わせて的確な支援策を助言したり自ら支援を実行している。 国や関係機関、専門家とのネットワークを有効に活用しながら、県とセンターがその役割に応じて連携しながら支援を行っている。 (2)前産業振興戦略プランに位置けられた「マーケティング支援センター」の設置により、県外大手企業等への技術提案型の販路開拓の実施などにおいて一定の成果をあげることができたが、成長期待分野企業への技術提案力を伴った販路開拓、更なるグローバル市場に向けた販路拡大などの課題も生じているため、一層の体制強化が必要となっている。 (3)平成24年3月に県で策定した、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」の中で、センターが担う役割として、中小企業が取り組む事際展開の支援や国内における更なる販路開拓の強化などが場である。(4)経済動向や国・県の施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、センターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任がある。 (4)経済動向や国・県の施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、センターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任がある。
改革実施による効果	センターが、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に位置付けられた有望市場開拓戦略等の実施機関としての機能を担い、本県経済の振興につながる。
改革実施にお ける留意点	新規採用抑制によるプロパー職員の減少

15 (特)長野県信用保証協会	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、昭和 24 年に社団法人として設立され、29 年には信用保証協会法に基づく認可を受けて特別法人となった。信用補完制度における信用保証業務を行っており、現下の経済環境の中では大きな役割を担っている。 長野県農業信用基金協会も同様に信用保証業務を行っており、統合を検討したが、現行法の下では、中小の商工業者への貸付に対する保証は当協会が、農業者への貸付に対する保証は農業信用基金協会がそれぞれ行うこととされていること、関係する金融機関、制度の仕組みが異なること等から、それぞれの団体が現在の体制で事業の効率化を図る。
改革実施による効果	事業の効率化
改 革 実 施 に おける留意点	_

16(公財)	長野県テクノ財団
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
主な見直し・ 対応予定	引き続き県職員派遣、人件費や事業費の補助、共同事業の実施によ る支援を実施
団体の革の位の革のでである。	当財団は、テクノハイランド構想が終了したことに伴い、(財)浅間テクノポリス開発機構と(財)長野県テクノハイランド開発機構が解散したことから、引き続き産学官連携による共同研究開発事業を進めるため平成13年度に設立され、様々な事業を積極的に推進してさな、長期的視点に立った産学官連携による産業振興の重要性及び県の施策との密接な連携確保等以下の観点から、県とし見の施策との密接な連携確保等以下の観点から、県職員を派遣するとともに、財団コーディネータ等の人性で発しては、長期的視点に立った産学では、会社の中核機関、次世代産業の実施等による支援を行っていく。 (1) 財団は、「第2期科学技術産業振興指針」における国際競争力を有する産業積の形成を推進するための中核機関、次世代産業の核となるスーパーモジュール(高性能部品等)の供給拠点及びプロジェクトのコーディネート機関として位置付ける場合となるスーパーモジュール(高性能部品等)の供給拠別及びプロジェクトのコーディネート機関として位置付けられた。また、県が策定した「ものづくり産業振興戦略プランとの、財団によびまた、成長産ニシン・の企画・連営への支援、共同事業のの産業振実における国際が企業を関うことが、財団に大きなの実がある。 (2) 産学官連携による産業振興を図るためには、特定のように、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立りの県が中心を業振興戦略プラン等の中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県には支援する責任がある。。 (3) 財団は、民間企業、大学、市町村等からの場別団は、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業、大学、市町村等から派遣し現実的には難しく、県から職員を派遣することが最も適当である。
おける効果	産学官それぞれによる主体的な関与
改 革 実 施 における留意点	産業活性化施策の円滑かつ効果的な推進

17 (財) 塩尻・木曽地域地場産業振興センター	
改革方針	塩尻市主導の運営を継続
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 一般財団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、木曽地域における伝統地場産業の健全な育成及び発展を目的として、県、地元町村、地元商工団体等の出捐により、平成4年に設立され、塩尻市(旧楢川村)を主体として運営されている。なお、平成25年4月に一般財団法人へ移行予定である。今後、経営状況の改善を図る中で、公益法人としての事業内容の見直し、収益部門の株式会社化を含めた財団自体のあり方について検討を進めるよう、県として引き続き要請していく。
改革実施による効果	地域による主体的・自立的な運営
改革実施に おける留意点	_

18(公財)	南信州・飯田産業センター
改革方針	飯田市主導の運営を継続
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、飯伊地域における伝統ある地場産業の健全な育成及び発展を図るため、飯田市を中心に県も出捐を行って、昭和58年に設立され、飯田市を主体として運営されている。 平成24年4月に公益財団法人へ移行し、名称を(財)飯伊地域地場産業振興センターから公益財団法人南信州・飯田産業センターに改めた。 当センターの活動内容から、地域による主体的・自立的な団体運営が望ましく、引き続き飯田市主導の運営を継続していく。
改革実施による効果	地域による主体的・自立的な運営
改 革 実 施 に おける留意点	_

19 (特) 長野県職業能力開発協会	
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、職業能力開発促進法に基づき、県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図ることを目的として設立された団体である。県からの出捐等はないが、技能検定をはじめとする事業の補助・委託、職員の派遣、人件費の補助など、県と密接な関係を持って活動している。県の財政的支援については、実施主体が限定されている技能検定の補助等必要最小限のものとするが、多様化する企業の人材ニーズや個人のキャリア形成ニーズを踏まえた職業能力開発に関する取り組みを充実強化するため、民間の主導的団体である当協会と役割分担をし、互いに知恵を出し、行動する中での連携・協働を進める。
改革実施による効果	団体運営の自立化
改 革 実 施 に おける留意点	_

20(株)長野協同データセンター	
改革方針	事業推進に対して積極的に支援
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、障害者も健常者も共に生活し、働けるようにすべきとの理念に基づき、重度障害者の多数雇用モデル企業として、県も3割の出資を行って平成2年に設立され、情報処理業を営んでいる。 過去の損益実績と現況から、現在の事業体制を継続するには、経営改善計画から売上高2億2千万円(損益分岐点)が必要となるため、受注・売上が厳しい状況の中、新規顧客・新規業務の開拓、及び生産性改善、コストダウンなど経費の削減に取り組んでいる。 当センターが、営利企業として厳しい競争にさらされている中で、障害者の雇用を維持することは、他企業の模範となり、県全体の障害者雇用の増大につながる。このため、県として企業診断等の営業力強化等の経営改善のための支援や障害者民間活用委託訓練の利用、設立に関わった国、県、市の支援体制の確認などを行うとともに、県の障害者多数雇用事業者に対する優先発注制度の強化に努める。
改革実施による効果	・障害者の社会参加の促進
改 革 実 施 に おける留意点	_

21(社)信州・長野県観光協会	
改革方針	経営の自立化を図りつつ、観光の牽引役として活躍できる職員の育成
主な見直し・ 対応予定	・平成 25 年度に県(観光部) との役割分担を整理 ・収益事業の拡充と外部人材の登用及び職員の資質向上 ・平成 25 年 4 月 一般社団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、平成 13 年に県の観光プロモーション(観光宣伝、観光情報提供)を行う団体と、市町村の観光施設の整備運営等を行う団体の統合により設立された。 公益法人制度改革に伴い、収益事業の拡充が可能な一般社団法人への移行を予定している。 当協会は、市町村・市町村の観光関連団体及び観光事業者等を会員とする観光関連団体であり、県との役割分担を明確にした上で、観光振興の取組を進める。 そのため、収益事業の拡充を図るとともに、観光に関する様々な専門性や企画力をアップし、牽引役として市町村や民間事業者を支援していく。 具体的には、観光のプロとして経営的にも自立するため、県や市町村や地域でのプランニングやアドバイザーとしての役割を担えるよう、外部から観光の専門家の雇用を拡充し、組織全体で実務を学び、プロジェクトを企画・推進できる職員を育成していく。 また、県の観光部を始めとした各部所との連携を強化し、効率的かつ自立的な業務運営と事業推進体制を構築していく。 県としては、当協会との連携による機動的な施策展開のために必要な関与を行う。
改革実施による効果	団体運営の自立化
改 革 実 施 に おける留意点	事業運営に最適な組織体制の整備

22(財)長野県国際交流推進協会	
改革方針	民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施
主な見直し・ 対応予定	・中期的な事業実施計画及び収入確保策の策定 ・毎年度の達成状況についての県のモニタリングの実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流活動の推進と県民の国際感覚の醸成を目的に平成元年に設立され、総務省の地域国際化協会の認定を受け活動している。その後、外国籍県民の増加に伴い、従来の国際交流事業に加え、外国籍県民の生活支援の活動も行ってきている。 外国籍県民の定住化の進行、平成20年秋以降の経済雇用環境の悪化などの社会経済情勢の変化に伴い、外国籍県民の生活環境が不安定化している中、外国人の生活相談や児童生徒の就学支援などの施策の充実が、以前にも増して必要となっている。このため、全県域を対象に公共的な活動を行っている協会に対し、協会の最大限の自助努力を前提に、かつ事業実施計画及び収入確保策の達成状況を確認しながら、県としても必要な関与を行う。さらに、民間主導の運営を安定的に継続していくため、協会が主体となって運営体制や事業内容を見直していく。なお、平成25年4月に、公益財団法人へ移行予定である。
改革実施による効果	民間主導による安定的な団体運営
改 革 実 施 に おける留意点	_

23 (特)長野県農業会議	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・ 対応予定	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当会議は、農業委員会等に関する法律に基づく特別法人であり、農地法等における知事の諮問機関として位置づけられているとともに、農業者の代表機関として農業者の意見の集約や公表、行政庁などへの建議や要望、担い手への農地の利用集積、農業経営者の育成、法人化の推進など農業経営発展のための活動を展開している。農地法等に基づく法定業務や、農業委員会への活動支援など、農業構造政策推進上重要な役割を担っていることから、任意業務は農業委員会活動への支援事業を中心とし、今後も存続して事業を継続する。担い手への農地の利用集積においては、長野県農業開発公社との業務の関連性が高いため、両団体の連携強化により業務の効率性と農業者へのサービスの向上が図れることから、事務局を統合している。農業委員会等に関する法律によって両団体そのものの統合はできないことから、現在の体制で事業の効率化を図る。
改革実施による効果	・事業の効率化 ・関連業務のワンストップサービスの提供
改 革 実 施 に おける留意点	·

24(社)長野県原種センター	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 一般社団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、主要農作物(水稲、麦、大豆)の種子生産、県の試験場で育成した品種の野菜、花、果樹等の種子・種苗の生産配布及び遺伝資源の収集保存を行っており、中でも主要農作物種子の生産配布の県内シェアは実質100%近くを占めている。原種生産事業は、県の農業戦略上からも必要性が高いため、県は技術面での支援とともに主要農作物種子確保への助成を継続する。主要農作物種子確保以外の事業については、平成16年度から県からの助成措置が廃止されており、今後とも団体の自立性を一層高めた事業運営を推進する。なお、当センターは、平成25年4月に一般社団法人へ移行し、移行後も主要農作物種子生産等の事業を継続実施する方針である。
改革実施による効果	県の助成措置の縮減による県の財政負担の軽減及び団体の自立性の向 上
改 革 実 施 に おける留意点	_

25 (公社)	長野県畜産物価格安定基金協会
改革方針	他の畜産関係団体との統合を検討
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、畜産物価格の低落により生じる生産者の損失を補填することを目的に設立され、肉用子牛、肉豚、鶏卵に対する価格差補填を実施している。 国からの肉用子牛生産者への価格補填金の交付先として指定を受けていることから、他の団体に代替することはできず、また県から団体への支出は、価格差補填のための基金造成に係るもののみで、団体の運営費に対する助成は行われていないため、今後も自立した運営を継続する。 なお、平成24年4月に公益社団法人へ移行した。 また、畜産農家が減少傾向であることから、県としてさらに効率的な組織運営を図るため、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合について、実質的な検討を促していく。
改革実施による効果	関連業務のある他の団体との統合による業務の効率性の向上
改 革 実 施 に おける留意点	_

26(社)長野県果実生産出荷安定基金協会	
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 一般社団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定等を図るため、果樹の担い手等が行う優良品目・品種への転換等に対する支援、計画生産出荷の指導を実施している。 国からの補填金の交付先の要件を満たす法人は当協会のみであるため、今後も当協会が事業を継続する必要がある。 果実の計画的な生産出荷を指導するうえで、多くの生産者の出荷を扱う全農長野県本部との連携が必要であることから、現在、全農長野県本部職員の兼務により事務局が運営されている。 県から運営に対する助成は行われていないため、自立的な運営を継続する。 なお、平成25年4月に一般社団法人へ移行予定である。
改革実施による効果	県関与の必要性のない自立した運営の継続
改 革 実 施 における留意点	

27 (財)長野県農業開発公社	
改革方針	早期の債務整理と更なる経営改革
主な見直し・ 対応予定	・平成 25 年度に債務の解消 ・平成 26 年 4 月 公益財団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、農業経営基盤の強化を目的とする農地保有合理化事業を実施し、農地の利用集積の促進を通じて、農業の経営規模拡大、農地の集団化、新規就農者の農地確保支援、農地の流動化の促進、遊休農地の活用促進などを推進しているが、こうした業務は、「地域や農家からの信頼」がなければ実質的には遂行できないものである。現状では、当該公社以上に有益な業務を行える代替機関は無いことから、廃止は適切ではなく、今後も更なる経営改革に取り組みつつ事業を継続していく。今後、県下市町村で「人・農地プラン」が策定されるが、当公社は、農地集積のノウハウを活かして、地域におけるプランの作成支援を行うとともに、公社自らの経営改善にもつながる、プランに基づいた担い手への農地利用集積を促進していく。県は、「人・農地プラン」の実行度を評価し続け、当公社と共に投資した分の成果(費用対効果)に対するインセンティブとともに、成果が出せない場合の具体的な問題点を明確にし、個別の課題にきめ細やかな対応をしていく。当公社は、平成25年度に公益財団法人への移行手続きを予定しているが、移行に当たっては、長期保有地に係る債務を解消する必要がある。県としては、公社が実施する農地保有合理化事業が、今後の長野県の農業における「儲かる農業」への抜本的な転換に欠かせないものとの考えから、公社自らの経営改革を前提としつつ、必要な財政支援を行うこととする。
改革実施による効果	事業の効率化
改 革 実 施 に おける留意点	_

28(社)長野県農業担い手育成基金	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 公益財団法人へ移行予定
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当基金は、農業の担い手を確保育成するため、新規就農者、青年農業者に対し就農支援資金の貸付、就農準備の助成を行っている。本県の農業・農村の維持発展のうえで農業の担い手育成はその重要性が増していることから、より効果的な担い手育成施策の推進を図るため、事業に関連性のある長野県農業開発公社と事務所のワンフロア化を実施している。 団体の担い手育成支援活動は、基金運用果実により実施しているが、現在の低金利の状況では今後十分な助成事業を実施できないことから、基金の運営を見直しつつ、国庫補助事業も活用し事業の充実を図る。また、県は「ターン者等の積極的な受入れなど新規就農者の確保に取組んでおり、団体が実施する就農支援資金貸付事業については、新規就農者の就農準備の資金面での支援策としてその活用を推進していく。なお、業務内容が関連する長野県農業開発公社と統合を検討したが、農地保有合理化法人である農業開発公社は、法令により県出資比率50%以上が要件とされており、この要件を満たして団体を統合するためには、新たに17億円の県出資が必要となる。今後の法令改正等の動向に留意し、大きな負担なしに統合が可能な状況となった場合には、団体の統合に向けて関係者と調整する。なお、平成25年4月に公益社団法人へ移行し、新規就農者への支援を継続する予定である。
改革実施による効果	・事業の効率化 ・関連業務のワンストップサービスの提供
改革実施に おける留意点	基金の活用による事業の充実

29 (特)長野県農業信用基金協会	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・ 対応予定	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、農業協同組合その他の金融機関の農業者への貸付の債務保証を行っている。 農業者への信用保証は、現在のところ民間対応が困難であり事業実績もあることから今後も継続して事業を実施する。 長野県信用保証協会も同様に信用保証業務を行っており、統合を検討したが、現行法の下では、農業者への貸付に対する保証は当協会が、中小の商工業者への貸付に対する保証は信用保証協会がそれぞれ行っていること、関係する金融機関、制度の仕組みが異なること等から、それぞれの団体が現在の体制で事業の効率化を図る。
改革実施による効果	事業の効率化
改 革 実 施 に おける留意点	_

30 (一社)	長野県林業コンサルタント協会
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、森林土木事業の調査、測量、設計について、県及び市町村から受託して事業を行っているが、これらの事業については民間でも参入可能であり、県では平成15年度より、これまで当協会に委託していた全ての事業について競争入札を導入している。また、専門技術者を単独で配置することができない小規模市町村は、民間委託が可能な調査、測量、設計のみならず、積算、監督業務まで含めて当協会に委託し、さらに、災害復旧についても当協会に大きく依存してきた。市町村等会員とのこうした緊密な関係から、その関係を明確にするため、平成20年度に会員からの出資による増資を行い、県出資比率が引き下げられている。今後も、県出資比率が低い自立的な団体として運営していく。なお、平成24年4月に一般社団法人へ移行した。
改革実施による効果	県事業発注に当たって民間企業との公平性と入札の透明性を確保
改 革 実 施 に おける留意点	_

3 1 (財)長野県林業労働財団	
改革方針	事業の効率化
主な見直し・ 対応予定	平成 25 年 4 月 一般財団法人へ移行予定
団体の位置づけ ・改革の理由と 具体策	当財団は、もともと林業従事者の退職金を扱う団体としてスタートし、平成6年に林業従事者の育成・確保の事業を行うため改組された。 林業従事者の減少と高齢化傾向により担い手の確保が危惧されている状況の中で、林業従事者の育成確保及び福祉の向上に関する事業を実施しており、引き続き効率化を図りながら事業を継続する。なお、平成25年4月に一般財団法人へ移行する予定である。
改革実施による効果	林業従事者の育成確保に係る事業の継続
改 革 実 施 における留意点	_

*平成25年12月26日改訂

32(公社)長野県林業公社		
改革方針	徹底した経営改革の推進	
主な見直し・ 対応予定	・現行の「経営改善集中実施プラン」を見直し、平成 25 年度中を目途 に新たな経営改革プランを策定	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、高齢化や資金不足の状況にある森林所有者に代わって植林や育林を行い、伐採時に収益を分配しあう分収林事業を行っている。木材価格の低迷により林業経営が困難な状態にある現在、この分収林事業を行う公社は借入金を主な財源とするなど、極めて厳しい経営状況にある。こうしたなか、平成24年度の外郭団体等検討委員会の報告で、他県の状況を踏まえた「団体のあり方の検討」が必要とされたことを受け、平成25年度に林業公社経営専門委員会を設置し、詳細な検討を行った。委員会では、存続または廃止を決定した他県の事例を調査し、調査結果を踏まえて本県公社の存続・廃止のメリット・デメリット等の論点を整理し、今後の方向性と課題をまとめた。当該報告においては、・県との連結収支・損益の試算による存続・廃止の差はわずかであり存続の判断の決定的要因とはならないが、金利の上昇などの不確定要素や公社の経営改革を考慮すると公社を存続する方が有利・分収林を将来にわたって適正に管理していくためには、現地の状況等を把握しているプロパー職員が存在する公社が引き続き経営を担うことがより効果的であり、県民負担を軽減し、森林の諸機能を維持し高めるために、徹底した経営改革を実施する前提で、林業公社を「存続」することが望ましいとの方向付けが示された。県としては、当該報告を踏まえ、長期的な視点で公社を存続させた上で、公社の県派遣職員のプロパー職員等への段階的な切り替えや職員の給与体系・事業執行方法の見直し、新たな事業展開などの経営改革と、施業地カルテや森林データ等を活用した効果的な分収林の管理を支援していくこととする。また、国に対する支援策の要請や公社との連携強化などによる県全体としての林業再生に取り組んでいく。	
改革実施による効果	・最終的な県民負担の軽減・森林の諸機能や資産価値の維持向上	
改 革 実 施 に おける留意点	・新たな経営改革プランの進捗管理と経営状況の情報開示 ・長期収支シミュレーションの定期的な検証	

33(一財)長野県林業用苗木安定基金協会	
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、造林用優良苗木の計画的な生産と需給の安定を図るために設立され、林業用苗木で残苗が発生した場合の補償などを行っており、事業の必要性は高い。 また県山林種苗協同組合(県苗組)の職員が兼務で従事することで、県の人的・財政的関与なしに運営されている。 今後とも県からの補助金や県職員の派遣なく、自立した運営を継続する。 なお、平成24年7月に一般財団法人へ移行した。
改革実施による効果	自立した運営の継続
改 革 実 施 に おける留意点	_

34(公財)長野県緑の基金	
改革方針	民間主導の団体として運営
主な見直し・ 対応予定	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当基金は、緑化思想の高揚と緑化事業の推進を図り、緑豊かな県土づくりに寄与することを目的に設立され、これまで、県民各層から寄せられた基本財産寄付や緑の募金寄付により、「県民総参加による森林づくり」を目指して様々な事業を展開してきた。このような事業は、民間の自発的意志によることが望ましく、県は、県の緑化推進に係る方針に沿った事業が実施されるよう当該団体と協働して緑化に取り組むが、当該団体が、自発的に緑豊かな県土をつくろうという意欲を持った方々による自主的な組織として運営され、募金のあり方も県民の自発性に基づくものとなるよう、団体の運営には関与しないこととする。 なお、平成23年4月に公益財団法人へ移行した。
改革実施による効果	・自発的に取り組もうとする方々による企画・運営 ・真の自発性に基づく募金
改革実施における留意点	_

35 (公財)	長野県建設技術センター
改革方針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、県及び市町村の行う公共工事の積算、施工監理等の受託、公共工事等に使用する建設材料試験などを実施してきたが、民間が対等な参加機会の保証を求めている事業分野については、積算業務などの発注者補完業務を除いて、民間事業者への発注を進め、民間事業者が参入しやすい環境を創出していく。 建設材料試験や市町村への積算システムの供与などの事業は、中立性や市町村補完の観点から引き続き当センターが実施する。なお、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。
改革実施に よる効果	・民間事業者の参入機会拡大 ・団体の自立的な運営
改 革 実 施 における留意点	_

36(特)長野県道路公社	
改革方針	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)
主な見直し・対応予定	有料道路建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終は平成38年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、有料道路の建設及び管理のため、地方道路公社法に基づき昭和 47 年に設立された特別法人で、これまでに7路線8区間を建設し、遅れていた道路網の整備促進に一定の役割を果たしてきた。現在当公社では、6路線7区間を管理しているが、採算性の高い新たな路線の建設が見込めないことなどから、今後新規路線の建設は行わないこととする。 当公社の維持管理する路線については、税金で順次整備する路線の優先順位と異なる観点から有料道路として建設したという原点に立ち返って、建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終は平成 38 年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。なお、各区間の地元住民を中心に、経済波及効果を重視して、できる限り早期に無料開放を行うべきとする意見がある。しかし、平成 26 年度末で無料開放した場合には、公社への県出資金が県に返還されず、維持管理費も県費負担となるという県財政へのデメリットがある。このデメリットと比較したときに、経済波及効果は、大きなものとは言えず、また、県民全体にとってのメリットにもならないことから、早期の全路線無料開放は行わない。なお、公社廃止までの間、効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。
改革実施による効果	・新規路線の建設停止による債務の拡大防止・財務状態の改善・利用者の増加・有料道路を迂回する車両による沿道環境の悪化防止
改革実施における留意点	_

37 (特) 長野県住宅供給公社	
改革方針	県・市町村公営住宅管理業務等の受託拡大 (公営住宅の管理等受託機関として、引き続き県・市町村の支援業務に特化)
主な見直し・ 対応予定	毎年管理業務の経営シミュレーションを更新
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当公社は、地方住宅供給公社法に基づき、住宅の不足が著しい地域における住宅供給を目的に設立され、その後改正された公営住宅法により、一般的な指定管理よりも幅広い業務を受託可能な「管理代行」ができる機関に位置付けられている。現在、長野県下の公営住宅戸数のストックは概ね需要を満たしていること、今後は老朽化した団地の建て替えが重要であること、入居者の70%以上が低所得者で「福祉政策」の一部となっていることなどの現状から、今後は新規の分譲事業や賃貸住宅建設事業を廃止し、公営住宅の管理業務及び県・市町村等が行う公営住宅の建設など住宅施策への技術的支援等の業務に特化していく。当公社はこれまで健全な経営を行ってきているが、今後も将来にわたって新たな県民負担が生じないよう、「中期経営計画」に基づき、県内の公営住宅の80%の受託を目指しつつ、引き続き健全経営を維持していく必要がある。ただし、今後10~20年先に管理対象となる公営住宅戸数が現状のまま推移するとは考えにくく、県と市町村を合わせた「管理業務の経営シミュレーション」を毎年更新しながら、必要に応じて経営方針を見直していく。県としては、県営住宅管理事業の赤字の要因を見極め、委託料の適正水準について検討していく。
改革実施による効果	公営住宅窓口の一元化による住民サービスの向上
改 革 実 施 に おける留意点	県内公営住宅の一元的管理に向けた効率的な管理手法の検討

38(公財)長野県体育協会	
改革方針	業務量に見合った効率的な業務の実施
主な見直し・ 対応予定	_
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当協会は、県内各競技団体、郡市体育協会等の加盟団体により設置され、県との連携により県民の体力向上、競技力向上等のスポーツ振興事業を行っている。 事務事業の見直しを行い、当面、国体、スポーツ少年団関係の業務や(公財)日本体育協会の補助・委託事業などを中心とした事業を実施する。 競技スポーツの振興とともに、ともすればアスリート志向傾向であったものから、県民がそれぞれのライフステージに応じて、より日常的にスポーツに親しむことができるような生涯スポーツの振興等、今後果たすべき役割とより自立した運営について、県として当協会と共に検討する。 なお、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。
改革実施による効果	業務量に見合った効率的な業務の実施
改 革 実 施 に おける留意点	生涯を通して参加できる県民のスポーツ振興

39 (公財)	長野県暴力追放県民センター
改革方針	必要な県関与の継続
主な見直し・ 対応予定	活動に支障を生じないよう財政支援を実施
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	当センターは、県民の暴力追放意識を高揚し、官民一体となって暴力追放活動を推進することを目的に平成3年に設立され、広報啓発活動や暴力相談事業などを行っている。 県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。こうした状況の中で、警察ではなくセンターでなければ相談しようとする者の行き場としての役割を果たせないケースとして、以下のものがある。 ・相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。・暴力団の構成員から抜けたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、捜査上の支障を生じることがある。また、センターは、直接行っている相談等の業務だけでなく、長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなどセンターの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。更に暴力団対策法の改正により付近住民の委託を受けて暴力団事務所の使用差止請求の原告となることが可能となるなど、その役割、重要性は益々増大している。上記のようにセンターには公的な役割が認められること、市町村や企業等の参加を得て公的な事業を行っていることから、それに対する県の責任を考慮し、センター賛助会員の募集による活動資金の確保に加えて、県としても必要な支援をしていく。なお、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。
改革実施による効果	センターの活動による暴力追放活動の維持
改 革 実 施 に おける留意点	_

5. 改革実施にあたっての留意点

(1) 着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作り

県の行政、外郭団体の運営に関係する様々な状況は、常に変化しています。それぞれの外郭団体は、設立時には必要性があって設立され、事業を実施してきていますが、こうした環境変化に対応できずに、必要性が薄くなった事業を続けているのではないかという県民の不信感があることも事実です。こうした声に応えていくためにも、外郭団体の見直しは、不断に継続していくことが必要です。

現在、それぞれの団体がどのような目的、存在意義を持っているのか、どういった 事業を実施し、どのような成果をあげているかを団体自ら及び県が定期的に評価する 仕組みを構築し、運用していますが、この評価制度を必要に応じて見直していくとと もに、評価に当たっては、団体そのものの存在意義に遡って根本からの見直しを行う こととします。

県出資等外郭団体評価制度の概要

1 団体による自己評価

県は、改革基本方針の対象となっている外郭団体に対して、毎年決算終了後2月 以内に自ら以下の項目について評価し、県に報告するよう要請します。

- 団体の目的・使命
- ・事業の実施状況・成果
- 目的の達成状況
- 基本方針の進捗状況
- ・今後の事業執行上の課題
- 2 県による評価

県は、上記1の報告を受けて、毎年8月末までに県としての評価を付して公表します。その際、NPO等の他の主体が担うことも可能な業務については、そうした主体の参入を促進する観点から講じるべき措置についても検討します。

評価の結果、基本方針を見直す必要があると判断したときは、見直しを検討すべきことを併せて公表します。

3 基本方針の見直し

県は、上記2の評価の結果、基本方針を見直すときは、当該団体その他の関係者の意見を徴したうえで見直し案を策定し、パブリックコメントを経て毎年おおむね11月末までに見直しを決定します。

(2) 経営改善のために検討すべき事項

それぞれの外郭団体については、今後も、不断の経営改善が必要です。具体的な経営 改善のための取り組みに今後取り掛かっていくにあたり検討すべき事項を、以下に列挙 します。それぞれの団体で、主体的に取り組まれていくことを期待するとともに、県と しても支援していきます。 ≪人事≫

複数団体での一括採用 団体間の人事交流 給与等庶務の一元化

統一研修

人事評価制度の導入等、給与体系の改革 プロパー職員の管理職への登用 トップの民間からの抜擢 ≪公正・効率的な運営の確保≫

監査の充実

外部監査(公認会計士など) 成果指標の作成と積極的な県民への説明 ホームページの作成・改良による県民への情報公開 内部統制・牽制にかかる統一マニュアルの整備 《情報》

団体の情報のネットワーク化

(3) 適切な手法、程度による県の関与の実施と団体に対する指導・監督

団体が独立した法人としてその特徴を生かしながら事業を行っていくには、県が過度に関与することは避けるべきであり、職員派遣などの支援は必要な範囲に留めます。 ただし、県の出資比率が高い、あるいは広域的な機能を担っている団体と県とが連携して事業を行っていくことが求められる場合などには、出資者として、また当該団体の設立を主導した者として県の責任を果たしていくため、適切な手法、程度で関与を行っていきます。

県ではこれまで出資等外郭団体に対して、人的・財政的関与の多寡にかかわらず、 等しく指導・監督を行ってきました。

しかしながら、団体の状況を見ると、規模の大小、県の関与度の濃淡などそれぞれに状況が異なり、これらを同一の視点で指導・監督するよりも、県として重点的に指導・監督を行う団体と、所管部局において指導・監督を行い、結果報告を受ける団体に区分することが効果的・効率的と考えられます。

平成 23 年度に実施された包括外部監査でも同様の意見が出されたことを踏まえ、今後、団体に対する指導・監督に当たっては、下記のとおり、監理団体(県から継続的な財政支出(概ね 50 百万円以上)や人的支援を受け、県行政を支援・補完する団体)と報告団体(県の財政支援等が少なく、自らの経営責任のもと自主的な経営を行う団体)に区分し、できるだけ早期に、「監理団体等指導要綱及び同監督基準(仮称)」を定め、過度の関与にならない範囲でそれぞれの団体の実情に応じた指導・監督を行っていくこととします。

監 理 団 体 (20 団体)	報告団体(19団体)
02 (特) 長野県土地開発公社	01(公財)長野県消防協会
03 松本空港ターミナルビル(株)	06(社)長野県私学教育協会
04 しなの鉄道(株)	07(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会
05 (財) 長野県文化振興事業団	11 (社福) 長野県社会福祉事業団
08(社福)長野県社会福祉協議会	12 (公財) 長野県生活衛生営業指導センター
09 (公財) 長野県長寿社会開発センター	15 (特) 長野県信用保証協会
10 (財) 長野県健康づくり事業団	17 (財) 塩尻・木曽地域地場産業振興センター
13 (財) 長野県下水道公社	18(公財)南信州・飯田産業センター
14 (公財) 長野県中小企業振興センター	20 (株) 長野協同データセンター
16(公財)長野県テクノ財団	24(社)長野県原種センター
19(特)長野県職業能力開発協会	25 (公社) 長野県畜産物価格安定基金協会
21 (社) 信州・長野県観光協会	26 (社) 長野県果実生産出荷安定基金協会
22 (財) 長野県国際交流推進協会	28(社)長野県農業担い手育成基金
23 (特) 長野県農業会議	29 (特) 長野県農業信用基金協会
27 (財) 長野県農業開発公社	30(一社)長野県林業コンサルタント協会
31 (財) 長野県林業労働財団	33 (一財) 長野県林業用苗木安定基金協会
32 (社) 長野県林業公社	34 (公財) 長野県緑の基金
36 (特) 長野県道路公社	35 (公財) 長野県建設技術センター
37 (特) 長野県住宅供給公社	39 (公財) 長野県暴力追放県民センター
38(公財)長野県体育協会	

(4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理

県は、地方自治法の改正を受け、公の施設の管理運営について、平成 17 年度からそれまでの管理委託制度に代えて指定管理者制度を導入しています。この結果、それまで管理委託先となっていた外郭団体とは異なる民間事業者に管理運営を委ねている施設もあります。指定管理者は、基本的には公募によって選ばれており、期間の経過によって交替する可能性があります。

公の施設を管理運営することは、当該施設で行われる公的事業の実施を含め、公的施設の運営という県行政の一端を担うことでもあります。これまで、県では、一定期間ごとに指定管理者が交替する可能性のある中で、当該施設において実施される事業の企画立案なども含め、①県が行う事業、②委託により行う事業、③指定管理業務として行う事業を整理した上で指定管理者制度の導入を実施してきましたが、平成24年の外郭団体等検討委員会における議論の中でも、「業務の範囲の指定」など、新たな取組の必要性も指摘されたところです。

指定管理者が管理している施設について、制度導入の結果を検証し、県としてどのような範囲の業務をどのように指定管理者に担わせることが適当なのかについて更に整理した上で、平成25年度からの指定管理者の更新手続に当たります。

また、株式会社等の営利法人を含めた民間の事業者と同列の立場に立って指定管理者の公募に応募することとなる外郭団体については、できる限り早期に、当該団体の

運営に対して、県が直接的に関与することを廃止していきます。

(5) 公益法人制度改革への対応

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革関連 3 法が本格施行され、財団法人又は社団法人である外郭団体は、移行期間である法施行から 5 年の間に公益財団法人・公益社団法人に移行するか、一般財団法人・一般社団法人となるかを選択しなければならないこととなりました。

これを受け、各団体においては、その活動内容、組織のあり方等について検討を進め、既に移行を果たした団体も約半数にのぼり、その他の団体も移行期限までに業務内容の見直し等を実施しています。

県としては、団体とともに、団体のあり方の検討など必要な対応を進めていきます。

(6) プロパー職員の処遇

県は、外郭団体のプロパー職員の雇用問題について、県の関与度に応じた責任を有しています。

特に、出資比率が高く県の主導の下に運営されてきた団体や、県からの委託業務を主に実施してきた団体については、実質的には使用者に相当する立場の者として、その責任を果たしていくことが必要です。

また、民間企業等が参入できる業務を行っている団体については、将来的には、プロパー職員の雇用の問題が生じる可能性があります。このような団体についても、県の関与の度合いに応じて、必要な時期に適切な支援策を講じていくこととします。

改革の実施にあたって発生するプロパー職員の雇用に関する具体的な対応については、「外郭団体職員の雇用問題に係る県の基本的な考え方について(骨子)」に基づき、個別団体ごとの具体策を実行に移していくこととします。

なお外郭団体のプロパー職員の方を県職員として採用選考する場合には、その必要性について県民の理解を得るよう努めることはもとより、平成24年3月に策定した行政・財政改革方針に定める定員適正化計画に基づいて県職員数全体の縮減に取り組む中で、採用可能な範囲に限定することにより、県民負担が増加することのないよう配慮します。

外郭団体職員の雇用問題に係る県の基本的な考え方について(骨子)

1 基本認識

県は、これまで外郭団体の設立や運営に関与してきており、外郭団体は、独立した経営体でありながら県と一体的に或いは県の補完的役割を果たす中で事業を展開してきました。

このため、外郭団体の中には、県の関与が団体運営に大きく影響しているものもあり、 県は、その関与度に応じた責任を有しています。

県では、県民益の極大化という観点から外郭団体の見直しを行っており、この見直しにより生じることとなる外郭団体職員の雇用問題の解決に当たっては、県と外郭団体は協調 して積極的にその解決に向けて対応する必要があります。

2 外郭団体の対応

職員の処遇については、外郭団体自らが具体的な対応を決定し的確に実施していく必要があります。

- 〇 職員の解雇に伴う再就職支援措置の実施
 - ・ 他の就業先の斡旋

- ・ 職員に対する転職のための自己啓発の実施・支援
- 〇 職員の解雇回避措置の実施
 - ・ 希望退職制度の創設
 - ・ 給与規程等の見直しによる人件費の抑制
 - 新規採用の中止による中長期的な雇用調整

3 県の対応

以下につき、県民の理解が得られる支援策を実施します。

- 〇 外郭団体への情報提供等
 - 外郭団体が行う職員の再就職支援活動に伴う連絡調整
 - 他の外郭団体の職員募集、県職員等の採用試験の周知
- 〇 県職員への採用選考
 - 県の行政機能を発揮するうえで必要な特定の知識・経験・技術を有する職員の採用 (廃止となる外郭団体から県へ事業が移管されるなど、外郭団体職員のノウハウが必要となる場合)
- 〇 外郭団体の人件費に対する財政的支援
 - 県の現状の関与度に応じた退職金等の支援

(7) 市町村、関係団体との協調の必要性

県の外郭団体は、県行政の一端を担う存在であると同時に、県内市町村から業務を 受託していたり、県及び市町村の双方に関係する分野の行政に役割を果たしている団 体もあります。

例えば、下水道公社は、改革基本方針に基づき県の流域下水道の管理業務については、県直営化に伴い受託が終了しますが、市町村が管理者である公共下水道については、引き続き、市町村からの委託により一定の管理業務を行っていきます。また、消防協会は、消防行政について第一義的に責任を有する市町村とともに、県としても消防行政に一定の役割と責任を有するところから、市町村と共同で団体を設立したものです。

さらに、テクノ財団、暴力追放県民センター等のように、市町村だけでなく、民間 企業、団体等の各種関係者と共同で団体を設立し、運営している団体もあります。

これらの団体については、県が、広域行政を所管する立場であること、多くの場合には最大の出資者であることから、自ら主導して団体の改革を進めて行くことが必要です。しかし、同時に市町村や関係団体の十分な理解と協力を得ながらでなければ、 実質的に改革を進めることは困難なことから、関係者との協調関係を構築し、改革を 進めていくよう努めます。